

参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月9日

木津川市長 河井 規子

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

加茂町例幣殿野・杉谷地区（口畑集落）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

5経営体

法人	0経営体
個人	5経営体
集落営農	0経営体

4. 3の結果として、当該区域に十分担い手がいるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

現時点では農地流動化の必要性が低いため、具体的な活用予定は無いが、将来的に農地集積を図る際は活用を検討する。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農者の確実な定着により次世代へ茶農業を継承し、日本遺産に指定された宇治茶文化を後世へ伝える。

そのため、時代のニーズに対応した品種への改植を進めるとともに、かぶせ茶産地の伝統を維持しつつ、需要が拡大するてん茶への加工にも柔軟に対応し、所得の向上に取り組む。

また、生産性が高い圃場へ集中的に投資し、乗用摘採機が使用できる圃場については改植時に対応することで低コスト化に取り組む。